

平成 21 年度

名古屋市福祉人材確保支援助成事業

1 趣 旨

事業所が行う人材確保・職員定着に資する事業の経費を一部助成することにより、各事業所の主体的な取組の促進を図るものです。

2 対象事業所

市内介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所

種 別	対象事業所
居宅サービス (介護予防含む)	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・短期入所療養介護・特定施設入居者生活介護
地域密着型サービス (介護予防含む)	夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
居宅介護支援 介護予防支援	居宅介護支援・介護予防支援（地域包括支援センター）
施設サービス	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設
障害福祉サービス	居宅介護（重度訪問介護・行動援護を含む）

※対象とならない事業所

- ・「保険医療機関等のみなし指定」により指定を受けた訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの事業所
- ・法人の役員のみによりサービスが提供されている事業所

※次の場合については、1つの事業所とみなします。

- ア 居宅サービス又は地域密着型サービスが同じサービスにおいて介護予防の指定を受けている場合
- イ 施設サービス等と同一又は併設の場所において短期入所生活介護又は短期入所療養介護の指定を受けている場合（この場合の施設サービス等には、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護を含む）
- ウ 認知症対応型共同生活介護事業所・地域密着型特定施設・地域密着型介護老人福祉施設が共用型認知症対応型通所介護の指定を併せて受けている場合
- エ 訪問介護事業所が障害福祉サービスの居宅介護の指定を併せて受けている場合

3 助成対象事業及び助成対象経費

(詳細は4ページを参照してください)

助成対象事業	対象経費
事業所外研修への従業員の派遣	研修受講料、教材費、派遣旅費
事業所内研修の開催	講師謝礼、講師の交通費、資料代、会場借り上げ代
従業員の資格取得支援	資格取得に係る試験受験料、養成講座や研修等の受講料 <対象となる資格の例> ・介護福祉士 ・訪問介護員1級、2級 ・介護職員基礎研修 ・行動援護従業者養成研修 ・視覚障害者移動介護従業者養成研修
従業員の福利厚生に関するもの	・腰痛など介護業務に特有の疾病等の予防に係る費用 健康診断、器具(腰痛ベルト、サポーター等)の購入、 腰痛防止体操のビデオ等の購入 ・メンタルヘルスに関する体制に係る経費 ・職員宿舍の借り上げに係る費用

(注意)

- ・「従業者」には、法人役員は含みません。また、介護関係業務に従事する者としてします。(「4 助成金額」にて、事業所の規模を判断する際の「従業者」についても同じです。
具体的には、介護職員、看護職員、生活相談員、介護支援専門員、理学療法士や作業療法士等を指します。
- ・平成22年1月31日までに完了することが可能な事業に限ります。
- ・国、地方公共団体等より補助金、助成金等の支給を受けている事業については対象外とします。

4 助成金額

対象経費について事業所が支出する金額の1/2

(※事業所の規模に応じて助成限度額があります)

従業者数(常勤換算)	助成限度額
10名未満	50,000円
10名以上30名未満	100,000円
30名以上	150,000円

5 交付申請受付期間

平成21年6月8日(月)から平成21年7月31日(金)まで

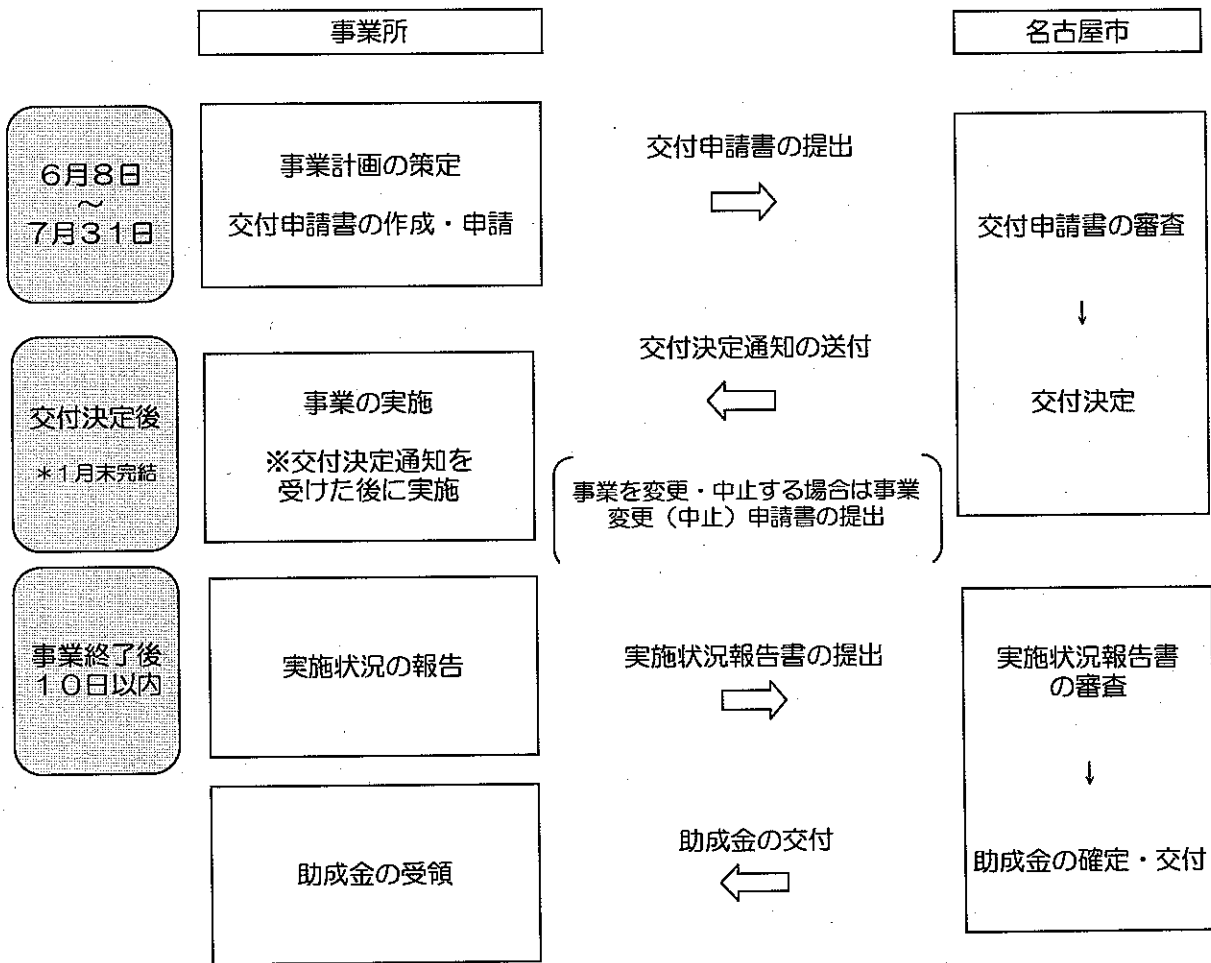
※対象事業を実施する前に申請してください。

※申請は郵送にてお願いします。

※申請書類については、NAGOYAかいごネット

(<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp>) からダウンロードしてください。

6 事業の流れ



7 申請書提出先・問合せ先

サービス種別	申請書提出先・問合わせ先
訪問介護・訪問入浴介護・居宅介護支援・介護予防支援	健康福祉局介護保険課 電話：972-2591
地域密着型サービス・介護老人福祉施設・通所介護・短期入所生活介護・特定施設入居者生活介護	健康福祉局介護指導課 電話：972-2539
介護老人保健施設・介護療養型医療施設・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・短期入所療養介護	健康福祉局保健医療課 電話：972-2623
居宅介護（重度訪問介護・行動援護を含む） ※障害福祉サービス単独で指定を受けている事業所のみ	健康福祉局障害者支援課 電話：972-2578

助成対象事業及び助成対象経費について

■事業所外研修への従業員の派遣

研修機関（名古屋市や愛知県等を含む）が実施する研修へ従業員を派遣する場合に事業所が負担した費用とする。費用の一部を従業員自身が負担する場合は、その額を除いた金額が対象となる。

＜対象経費＞

- 研修受講料
- 教材費：研修の受講に当たって、必ず必要となるものに限る
- 派遣旅費：研修会場までの移動に通常必要となるものとして認められる額を上限とする

■事業所内研修の開催

事業所外部より講師を招き、事業所において研修を開催する際に事業所が負担した費用とする。研修内容については、介護サービスの質の向上を目的とするものとし、講師については、介護又は医療分野について知見を有すると判断される者等とする。なお、同一法人内又は系列法人内において複数の事業所が共同で開催をする場合には、経費を負担した一の事業所において申請をするものとし、経費の按分は認めない。

＜対象経費＞

- 講師謝礼
- 講師の交通費：研修会場までの移動に通常必要となるものとして認められる額を上限とする
- 資料代：研修に必要となる資料の作成、図書購入等に要した費用
- 会場借り上げ代：事業所外にて研修会場を借り上げて実施した場合に要した費用

■従業員の資格取得支援

従業員が資格取得をするに当たって、事業所が負担した費用とする。費用の一部を従業員自身が負担する場合は、その額を除いた金額が対象となる。資格については、その資格を取得することによりサービスの質の向上に資すると判断されるものを対象とする。

＜対象経費＞

- 資格試験受験料
- 養成講座、研修の受講料
- 試験会場、研修会場までの交通費：会場までの移動に通常必要となるものとして認められる額を上限とする

■従業員の福利厚生に関するもの

従業員の健康確保等に対し、事業所が負担した費用とする。労働安全衛生法の規定により事業所が行うことが義務付けられているもの、健康保険の給付対象となるものについては、対象外とする。

＜対象経費＞

- 腰痛など介護業務に特有の疾病に関する健康診断に係る経費
- 腰痛など介護業務に特有の疾病の防止・予防のための器具等の購入に係る経費
例) 腰痛ベルト、膝・肘等のサポーター、ストレッチ体操のビデオ、健康維持のための器具等
- メンタルヘルスに関する相談体制に係る経費
- 職員宿舍の借り上げに係る費用